

告示第 28 号

太子町健康診査費用徴収要綱(平成 10 年要綱第 9 号)の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 11 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

別表第 1 中

「

胸部総合検診 (肺がん・結核)	X 線検査	20 歳以上	200 円	無料
	喀痰検査	50 歳以上	900 円	300 円

」を

「

胸部総合検診(肺がん・結核)	20 歳以上	200 円	無料
----------------	--------	-------	----

」に

改める。

別表第 2 中

「

胸部総合検診 (肺がん・結核)	X 線検査	20 歳以上	400 円	100 円
	喀痰検査	50 歳以上	1,100 円	400 円

」を

「

胸部総合検診(肺がん・結核)	20 歳以上	400 円	100 円
----------------	--------	-------	-------

」に

「

胃がんリスク検診	30 歳以上 40 歳未満	1,000 円	該当なし
----------	---------------	---------	------

」を

「

胃がんリスク検診	30 歳以上 40 歳未 満	1,000 円	該当なし
骨粗しょう症検診	41 歳、46 歳、51 歳、56 歳、61 歳、66 歳及び 71 歳の女性	1,500 円	該当なし

」に

改める。